

ボランティア中の事故に備えて ボランティア活動保険に入りましょう



ボランティア活動保険は、ボランティア活動中や活動場所への移動中に自身がケガをしてしまった場合や、人にケガをさせてしまった場合、物を壊してしまった場合など、万が一の事故を補償するものです。安心して活動に取り組むことができるよう、ボランティア活動保険への加入をおすすめします。

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
保険料	350円	500円	550円

※補償期間(令和4年度) 加入日の翌日～令和5年3月31日まで

新型コロナウイルスへの補償について

Q どのような場合に保険金が支払われますか。

A 取り扱いの見直しがなされ、2022年9月26日以降は、下記の対応となります。
・医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取り扱いの対象は、「重症化リスクの高い方(※)」とします。

(※)の対象者

- 65歳以上の方 ■ 入院を要する方 ■ 妊婦
- 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方(※)	左記以外の方(軽症や無症状)
医師に新型コロナウィルスと診断された日	2022年9月25日以前	○	○	○
	2022年9月25日以降	○	○	×

Q 新型コロナウイルスを含む、特定感染症の補償期間はいつからですか。

A 特定感染症重点プランは、補償開始日(加入日の翌日)から補償になります。
基本プラン、天災・地震補償プランでは、補償開始日から10日以内に発病した特定感染症(新型コロナウイルス含む)は、補償の対象になりません。

活動場所への往復途上のけがの補償について

Q 活動場所に向かう途中で、転んでけがをしました。補償の対象になりますか。

A 自宅(※)と活動場所の往復途上も、補償の対象になります。
※自宅:一戸建て住宅の場合は敷地を出たところ、集合住宅の場合は玄関を出たところ

Q 活動前や活動終了後に買い物のためにスーパーに寄っている途中で転んでけがをしました。補償の対象になりますか。

A 補償の対象になりません。
ボランティア活動と別の目的をもって行動を開始した時点で、補償は終了します。

加入申込手続き・お問い合わせ

福井市社会福祉協議会ボランティアセンター (田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ1階)
TEL 22-0022